

PFOS・PFOAが水質基準化されます

令和8年4月1日より、水質基準に関する省令が一部改正され、次の項目が追加されます。

項目	基準値
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）	0.00005mg/L 以下 (50ng/L)

これに伴い、令和8年4月1日より、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（以下、「規則」とします。）を改正し、簡易給水水道における定期及び臨時の水質検査の項目に、PFOS及びPFOAの検査を追加します。

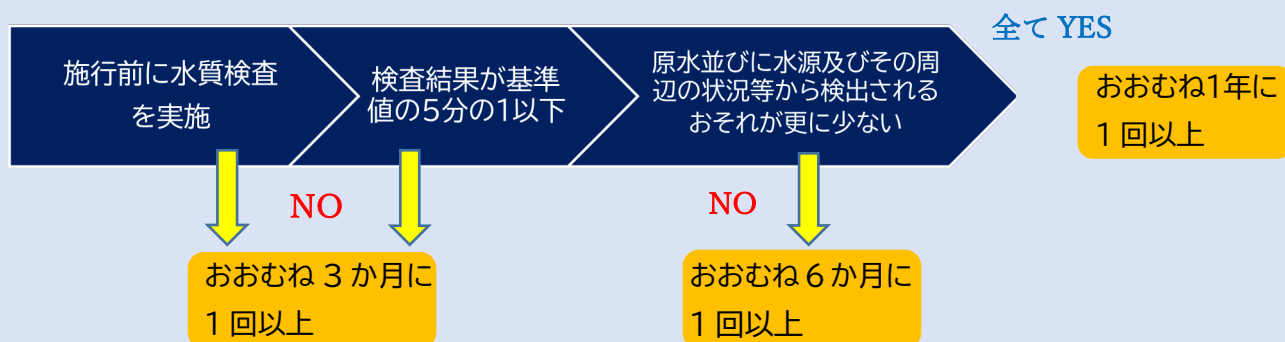
PFOS及びPFOAの検査の回数は、おおむね3か月に1回以上を基本とします。

検査回数の省略について

以下の要件に当てはまる場合は、検査回数を省略することができます。

1 施行以前に検査を行っていた場合

令和8年4月1日以前に行われた検査結果からPFOS及びPFOAが検出されるおそれが少ない場合、検査回数をおおむね6か月に1回以上に軽減することができます。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが更に少ない場合には、検査回数をおおむね1年に1回以上に軽減することができます。



2 過去3年間の検査結果がある場合

規則第8条第1項第3号ウ(ウ)の規定

過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、検出されるおそれが少ないと認められる場合には、**おおむね1年に1回以上とすることができます**。この「当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合」の例として、「過去3年間の検査結果がすべて基準値の5分の1（10ng/L）以下である場合」があります。

過去の検査結果
(例:過去3年間の検査結果がすべて基準値の5分の1以下)



原水並びに水源
及びその周辺の状況
(近傍の地域における地下水の状況を含む。)



おおむね
1年に1回以上

規則第8条第1項第3号ウ(I)の規定

水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間において取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、検査回数をおおむね**3年に1回以上とすることができます**。また、令和5年度以降の各年度において1回以上検査を実施し、検査結果がすべて基準値の10分の1（5ng/L）以下であることを確認した場合は、「過去3年間」に含めることができます。

水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ない



過去3年間における検査結果がすべて基準値の10分の1以下



おおむね
3年に1回以上

※規則第8条第2項の規定により行う臨時の水質検査について
PFOS・PFOAに関する臨時の水質検査については、必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができます。

お問い合わせ先

福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号
鶴見区	045-510-1845	保土ヶ谷区	045-334-6363	青葉区	045-978-2465
神奈川区	045-411-7143	旭区	045-954-6168	都筑区	045-948-2358
西区	045-320-8444	磯子区	045-750-2452	戸塚区	045-866-8476
中区	045-224-8339	金沢区	045-788-7873	栄区	045-894-6967
南区	045-341-1192	港北区	045-540-2373	泉区	045-800-2452
港南区	045-847-8445	緑区	045-930-2368	瀬谷区	045-367-5752